



交通事故を起こした場合、 被害に遭った場合の 基本知識②

Q 交通事故の損害賠償として認められるのは、
どのようなものですか。

A 交通事故による損害は、すべての損害が賠償されるものではなく、一般に事故と相当因果関係のある範囲（一般人が通常このような原因からこのような結果が予想しうる範囲）について賠償されます。また、損害額は、実務では裁判例や自賠責保険、任意保険における保険金支払基準などを考慮して算定されます。以上の基準のうち、一般的には裁判所の基準が一番高く、任意保険、自賠責保険の順で低額になっています。具体的な損害項目や算定方法等は、次問以下でご説明します。

Q 私は、駐車場に乗用車を停めていたところ、隣に駐車しようとしてバックしてきたY運転の乗用車に衝突されて、私の車の一部が損傷してしまいました。Yに対し、どのような損害賠償ができますか。

A 物損事故の損害としては、次の損害が認められます。

1 修理費

あなたの車を事故直前の車両状態に回復させるために、社会的に相当と認められる方法・範囲で修理を行う費用をいいます。修理が不能または修理費の方が高い場合は事故時の車両価格、いわゆる時価が損害額となります。被害者が特別な愛着を持つ



小倉 純夫

弁護士、千葉商科大学大学院客員教授
千葉大学法科大学院非常勤講師

【おぐら すみお】1953年千葉県生まれ。中央大学法学部卒業。1976年司法試験合格後、2年間の司法修習を経て裁判官任官。約10年の裁判官生活後、弁護士登録と同時に独立開業（わかば法律事務所）。現在は、市民派弁護士として、民事、家事事件は勿論、刑事、少年事件等あらゆる問題の法的紛争解決にあたっている。その傍ら、千葉商科大学大学院、千葉大学法科大学院で大学院生に民法、民事執行法等を教えている。調停委員。1989年から現在まで松戸市公平委員を務めている。

ていた車であるからといって、その時価を上回る修理費は認められません。

中古車の時価は、原則としてそれと同一の車種、年式、型、同程度の使用状態などの中古車市場での取引価額です。この取引価額は、中古車価格月報（いわゆるレッドブック）等を参考に決めることとなります。

2 評価損（格落ち損）

修理しても外観や機能に欠陥が生じたり、現実の取引で修理・事故歴があることによって、商品価値の下落が見込まれる場合には、車両の登録日から事故までの期間、車種（主に高級車）等によっては、修理費の二〇％から四〇％が認められた裁判例もあります。

3 代車使用料

修理又は車両買い替えのため、社会的に相当と認められる期間、代車の使用が認められます。代車使用の車種は、事故車と同程度の車両が認められ、その期間は、通常は一ヶ月以内が相応な期間とされています。

4 物損に関連する慰謝料

原則として認められません。

5 その他登録手続関係費、雑費

買い替えのために必要になった登録手数料、車庫証明手数料、納車手数料、廃車解体費用、自動車取得税は損害として認められます。



Q 人身事故（傷害）

事故によって傷害を負った場合には、どのような損害が認められますか？

A

人身事故（傷害）の損害は、大きく「積極損害」「消極損害」「慰謝料」の三つに分けられます。

1 積極損害（治療費等、事故により被害として現実に金銭を支出した損害をいいます）

① 治療費

必要かつ相当な実費全額が認められます。治療の必要性、相性がないうときは過剰診療、高額診療として認められません。いわゆるムチ打ち傷（頸椎捻挫）などで問題になることが多いようです。

② 鍼灸・マッサージ費用、温泉治療費、特別室使用料

医師の指示がある等、治療上有効かつ必要がある場合に認められますが、その場合でも額の制限があります。

③ 付添看護費

医師の指示、または受傷の程度、被害者の年齢等により必要があれば、職業付添人には実費全額、近親者付添人には一日につき定額が損害として認められます。

④ 将来の介護費

必要があれば認められます。

⑤ 入通雑費（一日につき自賠責基準では一一〇〇円、日弁連基準では一五〇〇円）、通院交通費（実費相当額）。

2 消極損害（休業や負傷により、本来事故がなければ得られたであろう損害をいいます）



①休業損害

事故前の収入を基礎として、受傷による休業で実際に得られなかった収入額が休業損害です。事故前三ヶ月の収入実績によつて一日あたりの収入を算出し、それに事故によつて就労できなかった日数を乗じて休業損害を算出します。給与所得者は、給与証明書、源泉徴収票の他、勤務先の休業

ろう所得のことで、その算定は、受傷による労働能力の低下の程度、収入の減少、将来の昇進、転職、失業などの不利益の可能性や日常生活の不便等を考慮して算出します。その計算式は次のとおりです。

基礎収入^{※注1}×労働能力喪失率^{※注2}×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数^{※注3}Ⅱ逸失利益^{※注4}

※注1：この算出の基礎となる収入は、休業補償の算定と同様で、原則として事故前の収入を基礎としますが、将来、現実収入額以上の収入が得られることの立証ができれば、その金額が基礎収入となります。

※注2：労働能力喪失率は、労働災害のそれを参考に被害者の後遺障害の内容、程度、職業・稼動状況や収入の推移等を考慮して認定します。

※注3：労働能力喪失の始期は症状固定日であり、その終期は、原則として六七歳とされています。

※注4：ライプニッツ係数とは、逸失利益が将来生じる損害ですから、これを現在一時に請求する場合に、その中間利息を控除する必要があり、この控除する複利年金現価方式をいいます。現在の裁判例ではこの方式を用います。

(計算例) 症状固定時の年齢五〇歳で年収六〇〇万円の男子サラリーマンが傷害を負い後遺障害による労働能力が二〇%低下(後遺障害等級一級)した場合の逸失利益。

六〇〇万円×二〇%×一・二七四Ⅱ一三三・二万八八〇〇円

(基礎収入)(労働能力喪失率)(五〇歳から六七歳までの就労可能期間一七年のライプニッツ係数)

3 慰謝料

慰謝料は、精神的苦痛の問題なので、個人によって異なります。

証明書が必要です。事業所得者は、事故前年の確定申告書の控(税務署の受付印があるもの)、納税証明書等により収入を証明するものが必要です。家事従事者、失業者、学生、幼児等の収入を証明できない者については、賃金センサスの平均賃金を基礎に算定することになります。

②後遺障害による逸失利益

受傷の治療自体は終わっても手足の欠損、失明などのように障害が残る場合と、それ以上治療を継続しても症状の改善が望めない状態になったとき(これを「症状固定」といいます)に治療は打ち切れ、その後に残った損害をいいます。

後遺障害は、医師の後遺障害診断書等の資料により、損害保険料率算出機構または訴訟で裁判所が認定したものについて補償されるもので、自賠法では後遺障害の程度により一級から一四級までのランク付(労働能力の喪失率)をして補償しています。

逸失利益は、被害者が事故に遭わなければ将来得られたであ

すが、多くの裁判例から客観性の高い基準を選び出して、その基準により客観的に慰謝料額を算出します。

この請求をできる者は、原則として被害者本人ですが、例外的に被害者が生命を害された場合と同程度の精神的苦痛を受けた場合に被害者の親、配偶者、子供、兄弟等にも認められます。

① 傷害慰謝料（入通院慰謝料）

原則として、入通院期間を基礎として、算定基準表により算定することになります。

通院が長期にわたり、実日数にバラツキがある場合には、実日数の三・五倍程度を目安とすることがあります。

② 後遺障害慰謝料

後遺障害の等級に応じて支払基準が設けられています（日弁連基準では一等級二八〇〇万円から一四等級一一〇万円までの、自賠責保険基準は、一等級一一〇〇万円から一四等級三二万円までの基準になっています）。また、加害者に故意・重過失（無免許、酒酔い、ひき逃げ、著しい速度違反、故意の赤信号無視）あるいは著しい不誠実な態度がある場合は増額事由とされます。

**Q 人身（死亡）事故
死亡事故の場合には、どのような損害が認められますか。**

A 人身（傷害）事故の損害項目の他、次の損害が認められます。

- ① 葬儀費、法要費
- ② 逸失利益

死亡事故の場合、被害者が生きていれば「将来、得られたであろう利益」をいいます。この場合、基礎収入額を基準として、ここから生活費控除率（被害者が生きていくためには必要な生活費）を控除します。一家の支柱（被扶養者一人）の場合四〇％、

被害者が男子（独身、幼児）の場合五〇％、被害者が女子（主婦、独身、幼児）の場合三〇％が控除されます。

自賠責法は、死亡の逸失利益・慰謝料・葬儀費用を併せて三〇〇〇万円を限度としています。

③ 死亡慰謝料

一応算定基準が設けられていますが、具体的な事由を斟酌して増減されます。

日弁連基準では、①一家の支柱二八〇〇万円、②母親、配偶者二四〇〇万円、③その他二〇〇〇～二二〇〇万円、自賠責基準では、①被害者本人三五〇万円、②遺族の慰謝料（1）請求人一人の場合五五〇万円、（2）二人の場合六五〇万円、（3）三人以上の場合七五〇万円（なお、被害者に被扶養者がいるときは、二〇〇万円が加算されます）とされています。

**Q 示談をする場合の注意点を
教えてください。**

A 示談は、双方が譲歩し円満に進むのであれば、費用もかからず容易に迅速な解決が図られる最も良い解決方法ですが、示談が一旦成立してしまえば、後でそれ以上の損害が発生しても、原則として加害者に請求できなくなります。したがって、まだ治療が続いている場合や治療を続けたい場合には、医師とよく相談して、症状が固定してから示談すべきです。安易な示談は避けるべきです。代理人との交渉の場合には、相手方の代理権の有無を確認することが必要ですし、いわゆる事件屋に交渉を依頼するのは危険ですので注意しましょう。また、示談では、当然にその支払が履行される保証はありませんので、違約条項を入れるのは勿論、連帯保証人をつけさせることや、できれば公正証書等しておくのが良いでしょう。